

川崎市上下水道局規程第28号

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月30日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥滋之

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年川崎市水道局規程第15号）の
一部を次のように改正する。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第14号中「2, 500
, 000円以下」を「4, 000, 000円以下」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。